

11 許可後の留意事項

● 許可について

許可の有効期間は5年間です。引き続き建設業を営もうとする場合は、許可の有効期間の満了する日の30日前までに更新の申請を行わなければなりません。

● 変更事項の届出について

申請事項に変更があった場合には、その都度、変更事項を届け出なければなりません。特に、決算については、毎事業年度終了後4か月以内に提出が必要ですので注意してください。(P 89～90参照)

● 廃業届について

許可を受けた建設業の全部又は一部を廃業した場合は、30日以内に廃業届を提出しなければなりません。(P 105参照)

個人の許可業者が法人成した場合には、個人の許可を廃止し、法人として新規の許可を申請する必要があります。なお、この場合において、一定の要件を満たしていれば、個人時代の許可番号をそのまま引き継ぐことも可能です(あくまで特例的な措置であり、具体的なことについてはP 83～85を参照してください)。

● 経営事項審査について

公共工事への入札参加を希望される場合は、経営事項審査を毎年受けなければなりません。(建設業法第27条の23)

● 標識の掲示について

許可を受けた建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請負ったものに限ります。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければなりません。(建設業法第40条)

標識の記載事項は、店舗にあつては次の①から④までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては①から⑤までに掲げる事項です。

- | | |
|---|-------------------------|
| { | ① 一般建設業又は特定建設業の別 |
| | ② 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業 |
| | ③ 商号又は名称 |
| | ④ 代表者の氏名 |
| | ⑤ 主任技術者又は監理技術者の氏名 |

●標識の掲示について

許可を受けた建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければなりません（建設業法第40条）。

〔 店舗に掲げる標識 〕

★次ページ記載例参照

↑ 35cm以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別		許可を受けた建設業	許可番号
			国土交通大臣 許可()第 知事	号
			国土交通大臣 許可()第 知事	号
			国土交通大臣 許可()第 知事	号
			国土交通大臣 許可()第 知事	号
この店舗で営業している建設業				
← 40cm以上 →				

≪記載要領≫ 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

〔 建設工事の現場に掲げる標識 〕※発注者から直接請け負ったものに限られます

↑ 25cm以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
		資格名	資格者証交付番号	
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号		国土交通大臣 許可()第 知事	号
	許可年月日			
	← 35cm以上 →			

≪記載要領≫

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記入すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載します。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載します。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載します。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載します。
- 6 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

〔店舗に掲げる標識〕記載例

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社広島土木		
代表者の氏名	広島 太郎		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	造園工事業	広島県知事許可(般-2)第54321号	令和0年0月0日
特定建設業	土木工事業 とび・土工工事業	広島県知事許可(特-2)第54321号	令和0年0月0日
特定建設業	内装仕上工事業	広島県知事許可(特-30)第54321号	令和0年0月0日
この店舗で営業 している建設業	造園工事業 土木工事業 とび・土工工事業 内装仕上工事業		

※ 「許可を受けた建設業」及び「この店舗で営業している建設業」の欄は、法第2条第1項の別表に定められている建設業の種類を記載すること。

※ 「許可年月日」の欄は、既に更新をしている場合は、新規の許可年月日ではなく、最新の許可年月日とすること。

● 建設業許可証明について

発注者に対する入札参加資格申請等のため、現在有効な許可証明を添付する必要が生じた場合等は、所管する県の建設事務所等で交付していますので申請してください。※県知事許可業者に限る※

なお、申請に際しては、1件につき700円の手数料が必要となります。

● 建設業許可申請書の閲覧について

現在有効な広島県知事の許可を受けている建設業者の許可申請書の閲覧ができます。

① 閲覧場所

県庁建設産業課	…	広島県内に本店を有する全ての広島県知事許可業者
西部建設事務所	}	… 主たる営業所が所管地域にある広島県知事許可業者 ※ 所管地域についてはP30参照
〃 呉支所		
〃 東広島支所		
東部建設事務所		
北部建設事務所		

※大臣許可業者は、当場所では閲覧できません。

② 閲覧日・時間 月曜日から金曜日(祝日を除く。)の午前9時から午後4時30分

※ 毎月1～10日(1月, 5月は1日～13日)は、経営事項審査の受付日であり、事務所が大変混雑しますので、ご承知おきください。

※ 県庁建設産業課では金曜日のみ午前9時から正午までとなりますのでご注意ください。